

## 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

## I 制定趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの非常勤職員制度が改められ新たに会計年度任用職員制度が設けられたことから、本市に勤務する非常勤嘱託職員に同制度を適用するため、条例を制定するもの

## II 条例の主な内容

## 1 第1条

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当に関して定めるとする趣旨を規定するもの

## 2 第2条

短時間勤務の会計年度任用職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の報酬等について規定するもの

第1項

第1号会計年度任用職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する旨を規定するもの

第2項

第1号会計年度任用職員の報酬の支給区分を月額、日額又は時間額で定めるとするもの

第3項

報酬の額は、支給区分に応じて算出した基本額に正規職員の地域手当に相当する割合を乗じて得た額を加算したものであることを規定するもの

第4項から第6項まで

月額、日額、時間額の報酬の基本額の積算について定めるもの。なお、第4項で報酬の基本額の上限を定め、一般職の常勤職員の1級の最高号給を超えない範囲内で規則で定めるとすることを規定するもの

第7項

報酬の額は、一般職の常勤職員との権衡を考慮する旨を規定するもの

第8項

第1号会計年度任用職員に対して、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬について支給する旨を規定するもの

第9項

期末手当の支給については、一般職の常勤職員と同様の取扱いをするが、任期が6月未満の者等の一部の者については支給されないことを規定するもの

## 3 第3条

第1項

特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員の報酬額については、別途規定とするもの

第2項

著しく勤務時間が短い等、他の職種と同様の取扱いができない第1号会計年度

任用職員については、第1項を準用して別途規定できるとするもの

4 第4条

国の施策等により統一的な基準により報酬等を支給する必要がある場合には、当該基準によるものとするもの

5 第5条

第1項

第1号会計年度任用職員の通勤や出張の際の費用を弁償する旨を規定するもの

第2項

前項の費用の額は、規則で定める旨を規定するもの

6 第6条

常勤職員と同じ勤務時間である会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料等について定めるもの

第1項

第2号会計年度任用職員に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する旨を規定するもの

第2項

給料の額は、上限額を超えない範囲内で定める旨を規定するもの

第3項

第1号会計年度任用職員と同様に、給料の額は、一般職の常勤職員との権衡を考慮する旨を規定するもの

第4項

期末手当の支給については、第1号会計年度任用職員と同様に一部の者に対しては支給しない旨を規定するもの

7 第7条

会計年度任用職員の報酬、給料等について、勤務をしないことにより減額をする場合については、一般職の常勤職員と同様に減額する旨を規定するもの

8 第8条

会計年度任用職員の報酬、給料等の支給については、本条例に規定するもののほかは一般職の常勤職員の例によるが、支給日については、翌月払いとなるため規則で定めることとするもの

9 第9条

この条例の施行に関して、必要事項は規則で定めることとするもの

### Ⅲ 施行日等

1 施行日

令和2年4月1日から施行

2 経過措置

前年度中に本市の非常勤嘱託職員として勤務していた職員が、この条例の施行日以後

会計年度任用職員として任用される場合で、従前の報酬年額を下回る場合には、当該差額を報酬として支給できるようにするための規定

#### IV 関連条例改正の主な内容

本条例においては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する条例を附則で改正するものです。

##### 1 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

###### 第17条の2の改正

臨時・非常勤職員の給与についての規定を会計年度任用職員に改める改正

##### 2 富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

###### 第3条の改正

減給処分について、会計年度任用職員も対象となることから、その旨を規定するもの

##### 3 富士見市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正

###### 第3条の改正

心身の故障のための長期休職処分について、会計年度任用職員も対象になることから、その旨を規定するもの

##### 4 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

###### 第2条第1項の改正

水道企業職員として任用される会計年度任用職員は、本条例が適用される旨を規定するもの

###### 第15条の改正

水道企業の会計年度任用職員については、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の規定により給与等が決定されることを規定するもの

##### 5 富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

###### 第3条の改正

技能労務の会計年度任用職員については、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の規定により給与等が決定されることを規定するもの

##### 6 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

###### 第2条の改正

非常勤職員である会計年度任用職員も地方公務員の育児休業等に関する法の適用を受ける職員であることから、本条例を適用するため改正するもの

###### 第2条の3の追加

非常勤職員の育児休業の終期について規定するもの

###### 第2条の4の追加

前条に該当して、引き続き育児休業をしなければならない場合の規定

###### 第3条の改正

再度の育児休業できる場合の特別の事情に非常勤職員の規定を加える規定

第7条の改正

勤勉手当の支給について、会計年度任用職員を除く旨を加える改正

第8条の改正

育児休業から復帰した場合の号給調整について、会計年度任用職員を除く旨を加える改正

新第9条の追加

部分休業をすることができない非常勤職員について規定するもの

新第10条

非常勤職員が承認を受けることのできる時間の範囲についての規定を追加

新第11条

部分休業を取得した非常勤職員の給与及び報酬の減額について追加

7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

第2条第2項第3号の改正

地方公務員法の引用条項の改正及び文言整理

8 富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

第3条の改正

人事行政の運営の状況の報告事項に第2号会計年度任用職員を加える改正

## 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第5項又は第6項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。次項において「給与条例」という。）第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に100円未満、日額の報酬にあつてはその額に10円未満の端数を生じたときはこれらをそれぞれ四捨五入して得た額とし、時間額の報酬にあつてはその額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、給与条例別表第1行政職給料表の1級における最高号給の給料月額（以下「上限額」という。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、上限額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、上限額を162,750円で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

7 報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 前6項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

（報酬の基本額の特例）

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項から第6項までの規定にかかわらず、日額22,500円を超えない範囲内において規則で定める。

2 前項の規定は、前条の規定により適正な水準の報酬の確保が困難であると市長が認める第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものについて準用する。

（報酬及び期末手当の特例）

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

（費用弁償）

第5条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び公務のため出張したときは、それらの費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の支給額及び支給方法は、規則で定める。

（給料等）

第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務1月につき、上限額を超えない範囲内において規則で定めると

ころにより決定する。

3 第2条第7項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第7条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給等)

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、前6条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただし、支給日については、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)において富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の適用を受けていた非常勤嘱託職員で、この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものの報酬及び期末手当の年額が、特定期間において受けていた報酬の年額に達しないこととなる場合においては、規則で定めるところにより特定期間においてその者に適用されていた報酬の基礎となる額との権衡を考慮して、必要な調整をすることができる。

(富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条の2を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第17条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 4 富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の月額」を「、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又は第4条に規定する報酬の基本額に限る。))」に改める。

(富士見市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 5 富士見市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第15条において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第15条を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第15条 第4条から第6条まで、第7条の2、第10条、第11条及び第13条



の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

- 2 第12条の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条を次のように改める。

(給与の種類及び基準)

第3条 技能労務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

- 3 給与の額及び支給方法は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「一般職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。

- 4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（第6項において「第1号会計年度任用職員」という。）の手当の種類は、期末手当とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

- 5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（次項において「第2号会計年度任用職員」という。）の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

- 6 第3項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の給与の額及び支給方法は、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準として、その職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。

第4条中「技能労務職員の」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 富士見市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員

がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「産前の休業を」を「、産前の休業を」に、「当該育児休業」を「、当該育児休業」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は

当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条を第12条とする。

第10条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第7条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第9条の規定により規則で定めた当該職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「正規の勤務時間」を「富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「（平成8年条例第2号）」を削り、「しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第29号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間

を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

10 富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例附則第3項から第10項まで新旧対照表

附則第3項関係（富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部改正）

新	旧
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条の2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第17条の2 <u>臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で手当を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>

附則第4項関係（富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部改正）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又は第4条に規定する報酬の基本額に限る。））の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間給料の月額 _____ の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

附則第5項関係（富士見市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部改正）

新	旧
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内とする。

附則第6項関係（富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）の一部改正）

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要する者、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第15条において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(会計年度任用職員についての適用除外)</u></p> <p>第15条 <u>第4条から第6条まで、第7条の2、第10条、第11条及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p><u>2 第12条の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第15条 <u>水道企業職員で職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

附則第7項関係（富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第28号）の一部改正）

新	旧
<p>(適用職員の範囲)</p> <p>第2条 この条例において「技能労務職員」とは、一般職に属する職員で次の各号のいずれかに掲げる者の行う労務を行う者のうち技術者、監督及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(給与の種類及び基準)</u></p> <p>第3条 <u>技能労務職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p><u>2 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p><u>3 給与の額及び支給方法は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和</u></p>	<p>(適用職員の範囲)</p> <p>第2条 この条例において「技能労務職員」とは、一般職に属する職員で次の各号の一に<u>掲げる者の行う労務を行う者のうち技術者、監督及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(給与の種類及び基準)</u></p> <p>第3条 <u>技能労務職員の給与は、給料、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</u></p> <p><u>2 技能労務職員の給与の額及び支給方法は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「一般職員給与条例」という。）の適</u></p>



<p><u>3 1 年条例第 7 号。以下「一般職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。</u></p> <p><u>4 第 2 項の規定にかかわらず、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（第 6 項において「第 1 号会計年度任用職員」という。）の手当の種類は、期末手当とする。ただし、任期が 6 月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</u></p> <p><u>5 第 2 項の規定にかかわらず、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員（次項において「第 2 号会計年度任用職員」という。）の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。ただし、任期が 6 月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。</u></p> <p><u>6 第 3 項の規定にかかわらず、第 1 号会計年度任用職員及び第 2 号会計年度任用職員の給与の額及び支給方法は、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準として、その職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。</u></p> <p>（給与の減額） 第 4 条 _____ 給与の減額については、一般職員給与条例第 1 1 条の規定を準用する。</p> <p>（削除）</p> <p>（委任） 第 5 条 （略）</p>	<p><u>用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。</u></p> <p>（給与の減額） 第 4 条 <u>技能労務職員の給与の減額</u>については、一般職員給与条例第 1 1 条の規定を準用する。</p> <p>（臨時又は非常勤の職員の給与） 第 5 条 <u>臨時又は非常勤の技能労務職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次項において同じ。）については、任命権者は他の技能労務職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の技能労務職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p> <p>（委任） 第 6 条 （略）</p>
<p>附則第 8 項関係（富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 2 号）の一部改正）</p>	
<p>新</p>	<p>旧</p>

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(ロ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。))を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達

達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

## 第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「給与条例」という。）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

## 第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号。以下「給与条例」という。）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい

る職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業をすることができない職員）

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

（1） 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第10条 部分休業の承認は、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等をの除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第29

る職員 \_\_\_\_\_ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員 \_\_\_\_\_ が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（部分休業の承認）

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員 \_\_\_\_\_ に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

号) 第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員(次項に規定する職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第 号)第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第9条の規定により規則で定めた当該職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第10条 職員\_\_\_\_\_が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 (略)

附則第9項関係(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)の一部改正)

新	旧
<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条_____に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)</p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)</p>

附則第10項関係(富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第16号)の一部改正)

新	旧
---	---

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(11) (略)